

令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書

台風19号等の影響により、東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。本市でも那珂川及びその支流で越水、溢水、決壊が発生し、住宅は全壊、半壊を含め、約700件が被災、農業や商業も大きな被害を受けた。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難者支援などの応急対応とともに、早期復旧に向け、さまざまな取り組みがなされているところであるが、今後も、被災者の生活再建に向けた支援を初め、各種産業への支援など、被災者に寄り添ったきめ細やかな支援が必要である。

また、被災自治体における水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧を図るとともに、決壊した河川の堤防等についても、二度と災害を起こさない改良復旧を推進し、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を講じることも重要である。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 被災者の一日も早い生活再建のため、被災者支援法に基づく支援金の支給を初め、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 2 災害廃棄物や土砂等の処理に係る必要な財政支援を行うこと。
- 3 浸水被害を受けた地域の河川改修と無堤部の築堤を早期に行うとともに、既存堤防についても調査し、また、情報伝達体制などの強化を促進すること。
- 4 被害を受けた道路、農業用施設等の復旧支援のほか、水道、消防、農業集落排水施設等の復旧に対し必要な財政支援を行うこと。
- 5 農林水産業の生産活動や中小企業の早期事業再開のための財政支援を行うとともに、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 6 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見きわめつつ、補正予算の編成について適切に判断するとともに、特別交付税等の特例的な増額配分等の措置を講ずること。
- 7 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の計画どおりの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

内閣総理大臣
復興大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

あおり運転に対する厳罰化と対策強化を求める意見書

本年8月、茨城県内の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、暴行を受けるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡するという事故が発生している。

こうした事件、事故が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質、危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆるあおり運転に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や免許更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められる。

よって、政府においては、社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全、安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、あおり運転の規定を新たに設け、実効性のある法改正となるよう早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習においては、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、免許更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動においては、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報紙などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

内閣総理大臣
国家公安委員会委員長 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書

昨年9月に国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この1年間に14万頭を超える殺処分が行われるなど甚大な被害をもたらしている。また、感染地域についても、養豚の主要産地を擁する関東圏まで広がるなど、終息が見通せないどころか、さらなる広域化の様相を呈している。この状況は、豚コレラ対策が新たな局面に入ったと認めざるを得ない。

よって、政府においては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受け止め、養豚農家が今後も安心して経営を続けられるよう、豚コレラ終息に向けた下記の事項について緊急かつ具体的に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないように、あらゆる手段を講じること。
- 2 今般の豚コレラ拡大の主要因となっている豚コレラ感染野生イノシシの拡散を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。
- 3 現在、アジアにおいて発生が拡大しているアフリカ豚コレラの国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

内閣総理大臣
農林水産大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書

タクシー事業など一般乗用旅客自動車運送事業を営む際は、道路運送法の規定による許可が必要とされるが、その許可を得ることなく、ライドシェア実験と称したいわゆる白タク行為を開始した企業が、国土交通省から同法に抵触するおそれがあるとして指導を受けたことは、周知のとおりである。

一方で、昨今、こうした行為を容認すべきとする動きが活発化している。すなわち、インターネットを活用した白タク行為を合法化すべく、道路運送法の改正等について、シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備として、政府、自民党の各関係機関に対する要望等がなされ、また、国家戦略特別区域諮問会議においては、さらなる規制改革事項として、過疎地域等における自家用車ライドシェアの拡大を旨とする意見が出されたところである。

超高齢社会における利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IT環境の進展などを勘案しての動きと推察するものではあるが、もとより、この問題において、最も重視されるべきは、交通政策基本法及びこれを踏まえた関係法令の精神たる安全の確保であることは、論をまたないところである。

仮に、こうした行為が無秩序に容認されれば、経済合理性に過度に重きを置いた経営などにより、利用者の安全が担保されない事態が常態化し、ひいては地方創生の一端を担う地域公共交通に大きな混乱を来すおそれは否めず、こうした安全性を損ねることにつながりかねない規制改革は容易に認めることを得ない。

よって、政府においては、一部地域での交通弱者への配慮をしつつも、白タク行為の容認を旨とした規制改革は自粛されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

内閣総理大臣
国土交通大臣 宛て（各通）
規制改革担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄